【規程番号　神女大短Ⅰ－003】

神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第１条及び神戸女子短期大学学則第１条に掲げる目的の達成のために、内部質保証を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育活動を始めとする諸活動について、予め策定した方針に基づき運用するとともに、方針に照らして自ら点検・評価を行い、継続的に改善を行うことによってその質の維持・向上に努め、高等教育機関として社会からの負託に応える。この一連の取り組みを、「内部質保証」と定義する。

（体制）

第３条　学長のリーダーシップのもと、学内の全ての組織が主体となり、内部質保証の取り組みを担う。

２　各組織は、客観的な根拠に基づき主体的に内部質保証に取り組み、その信頼性が高いものとなるよう努める。

（内部質保証委員会）

第４条　本学における内部質保証の取り組みを統括し、また、その取り組みに係る重要事項を審議するため、神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証委員会（以下「委員会」という）を置く。

２　委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

(1) 内部質保証の方針の策定
(2) 内部質保証の体制の整備
(3) 全学的な活動に係る方針及び実施計画の策定
(4) 点検・評価の実施方針及び実施計画の策定
(5) 点検・評価の実施
(6) 点検・評価結果の公表
(7) 点検・評価結果を踏まえた諸活動の改善
(8) その他内部質保証の実現に必要な事項

３　委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長
(2) 副学長
(3) 第５条に定める点検・評価委員会委員長
(4) 各学部長
(5) 短期大学部長
(6) 大学院各研究科長
(7) 学術研究推進部長
(8) 国際交流推進部長
(9) 教務部長

（10）全学共通教育部長
（11）学生部長
（12）図書館長
（13）理事（事務統括責任者）
（14）教務事務部長
（15）学生事務部長
（16）その他学長が委嘱する者

4　委員長は学長があたり、委員長に事故があるときは、委員長が代理を指名する。

5　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（点検・評価委員会）

第５条　委員会は、その下に神戸女子大学点検・評価委員会及び神戸女子短期大学点検・評価委員会を置き、第４条第２項に掲げる任務の遂行に際し、必要な業務を点検・評価委員会に委任する。

2　点検・評価活動及び点検・評価委員会に関する事項は、別に定める。

（部会）

第５条の２　委員会は、第４条第２項に掲げる任務の遂行に必要な業務について、部会を置きその実施を委任することができる。ただし、前条に定める点検・評価委員会に委任する業務は除く。

2　部会は、第４条第３項に掲げる委員会の構成員を含む学長が指名する者で構成する。

3　部会の長（以下「部会長」という。）は、前項に定める部会の構成員の中から学長が指名する。

4　その他部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（事務）

第６条　委員会に関する事務は、総務課（学園企画担当）が行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学内部質保証に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。